

# 会員手帳

社団法人  
豊田法人会

法人名

---

## 目 次

社団法人豊田法人会 会 員 証 .....	1
会員手帳に活用について .....	2
法人会全国組織図 .....	3
管轄国税局別都道県連一覧表 .....	4
豊田法人会機構図 .....	4
(法人会)誕生からの推移 .....	5
法人会の主な年間行事 .....	6
「推奨又は指導事項」の記録 .....	7
M E M O .....	8
法人税課税関係の申請、届出書等(主なもの).....	9
消費税関係申請、届出書(主なもの).....	11
関係官公庁一覧表 .....	12
社団法人豊田法人会会費 .....	13

# 法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめざすもの団体として

会員の積極的な自己啓蒙を支援し

納税意識の向上と

企業経営および社会の

健全な発展に貢献します

---

## 法人活動の三本柱 (法人会の基本的活動)

---

1. 会員の研さんを通じた社会への貢献活動
2. 税を通じた社会への貢献活動
  - (1) 税知識の普及
  - (2) 税のオピニオンリーダーとしての活躍
  - (3) 納税意識の向上
3. それぞれの地域に密着した地域社会への貢献活動

社団法人 豊田法人会  
会 員 証

貴社は本会の会員であることを証明いたします。

会 員 名		会 員 番 号	
所 在 地		所 属 支 部 名	
代 表 者 ( 役 職 ・ 氏 名 )		入 会 年 月 日	年 月 日
会 員 の 区 別	本 会 員   準 会 員   特 別 準 会 員	資 本 ( 出 資 ) 金	千 円
備 考			

- (注) 1. 本会員の会費は、資本(出資)金を基準とする。  
2. 法人会退会後は、本証明書の効力を失う。

平成 年 月 日

社団法人 豊田法人会



# 会員手帳の活用について

この手帳では、まず法人会が全国的組織であることを知っていただきたいと思います。

当法人会もその一員であり、毎年、(社)愛知県法人会連合会を經由して(財)全国法人会総連合を通じて税制改正を中心とした要望事項を政府及び政党関係者に提出しております。

また、この手帳では税務関係をはじめ企業経営に関係のある官公庁の所在地等、法人税及び消費税に関する税務署への届出書等のうち主なものについても掲載して会員さんの便に供しております。

次の記載事項も合わせて参考にしながら有効にご活用ください。

## 社長さんが活用してください

会員の最高責任者である社長さんが、法人会に対する正しい知識を有し、理解していただかないと法人会の発展は期待できないのではないのでしょうか、そのためにはこの手帳を常にお手元に置いていただきたいと思います。

## 長期間使用してください

税務当局から調査又は直接・間接の指導があった場合には、その内容(推奨事項・指摘事項)と当局係員の名前(役職・氏名を必ず確認すること)を「推奨又は指導事項等の記録」に簡記しておき、同じ誤りを繰り返さないとともに、同じ内容の事柄で当局の了解済みの事項を再度指摘させないためにも記録(前回の指導事項等の内容が変更された場合には、その変更された理由を確認するためにも)が必要です。

また、法人会は税務代理行為(税務申告・調査の立会い等)を行なうことはできませんが、税金に関することで税務署に相談したいことがある場合、どの部署へ行けば良いのか分からなくて迷っているときには事務所へご連絡下さい。

社団法人 豊田法人会

# 法人会全国組織図

財団法人 全国法人会総連合  
(東京都新宿区坂町13番地4)

社団法人東京法人会連合会	(社)麹町法人会	他48法人会
社団法人神奈川県法人会連合会	(社)横浜中法人会	他17法人会
社団法人千葉県法人会連合会	(社)千葉東法人会	他13法人会
社団法人山梨県法人会連合会	(社)甲府法人会	他3法人会
社団法人埼玉県法人会連合会	(社)浦和法人会	他14法人会
社団法人茨城県法人会連合会	(社)水戸法人会	他7法人会
社団法人栃木県法人会連合会	(社)宇都宮法人会	他7法人会
社団法人群馬県法人会連合会	(社)前橋法人会	他8法人会
社団法人長野県法人会連合会	(社)長野法人会	他9法人会
社団法人新潟県法人会連合会	(社)新潟法人会	他12法人会
社団法人北海道法人会連合会	(社)札幌中法人会	他29法人会
社団法人宮城県法人会連合会	(社)仙台北法人会	他9法人会
社団法人岩手県法人会連合会	(社)盛岡法人会	他8法人会
社団法人福島県法人会連合会	(社)福島法人会	他9法人会
社団法人秋田県法人会連合会	(社)秋田南法人会	他7法人会
社団法人青森県法人会連合会	(社)青森法人会	他6法人会
社団法人山形県法人会連合会	(社)山形法人会	他7法人会
社団法人愛知県法人会連合会	(社)豊田法人会	他19法人会
社団法人静岡県法人会連合会	(社)静岡法人会	他12法人会
社団法人三重県法人会連合会	(社)津 法人会	他7法人会
社団法人岐阜県法人会連合会	(社)岐阜北法人会	他6法人会

社団法人石川県法人会連合会	(社)金沢法人会	他4法人会
社団法人福井県法人会連合会	(社)福井法人会	他5法人会
社団法人富山県法人会連合会	(社)富山法人会	他3法人会
社団法人広島県法人会連合会	(社)広島東法人会	他15法人会
社団法人山口県法人会連合会	(社)山口法人会	他10法人会
社団法人岡山県法人会連合会	(社)岡山東法人会	他12法人会
社団法人鳥取県法人会連合会	(社)鳥取法人会	他2法人会
社団法人島根県法人会連合会	(社)松江法人会	他6法人会
社団法人香川県法人会連合会	(社)高松法人会	他5法人会
社団法人愛媛県法人会連合会	(社)松山法人会	他7法人会
社団法人徳島県法人会連合会	(社)徳島法人会	他5法人会
社団法人高知県法人会連合会	(社)高知法人会	他5法人会
社団法人福岡県法人会連合会	(社)福岡中部法人会	他17法人会
社団法人佐賀県法人会連合会	(社)佐賀法人会	他4法人会
社団法人長崎県法人会連合会	(社)長崎法人会	他7法人会
社団法人熊本県法人会連合会	(社)熊本西法人会	他9法人会
社団法人大分県法人会連合会	(社)大分法人会	他8法人会
社団法人鹿児島県法人会連合会	(社)鹿児島法人会	他10法人会
社団法人宮崎県法人会連合会	(社)宮崎法人会	他5法人会
社団法人沖縄県法人会連合会	(社)那覇法人会	他5法人会

(注)1 近畿2府(大阪・京都)4県(兵庫・奈良・和歌山・滋賀)は、別組織(財団法人 納税協会連合会)となっている。  
2 各都道府県連名のカッコ内は所属法人会数を示し、原則として1税務署1法人会(単位会)となっている。



## (法人会)誕生からの推移

昭和21年11月12日	法人会第1号誕生 石巻法人会(宮城県)
昭和26年4月1日	拳母法人会 創立(拳母市西町1-100)
昭和29年10月22日	全国法人会総連合 創立
昭和29年10月12日	愛知県法人会連合会 創立
昭和34年1月1日	豊田法人会に名称変更(市名変更に伴う)
昭和50年1月25日	財団法人 全国法人会連合会 設立
昭和51年3月31日	社団法人 豊田法人会 設立 豊田市衣ヶ原3-1 豊田鉄工団地(協)内へ事務局移転
昭和60年7月8日	豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター3階へ 事務局移転
昭和63年10月21日	社団法人 愛知県法人会連合会 設立
平成8年5月15日	社団化20周年記念式典 挙行
平成18年3月22日	豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館4階へ 事務局移転
平成18年5月25日	創立55周年・社団化30周年記念式典 挙行

# 法人会の主な年間行事

---

4月 「税制改正要望事項」の(社)愛知県連への提出  
青年部会・女性部会の定時総会  
決算期別説明会(3月4月5月決算期)

---

5月 本会「通常総会」

---

6月 改正税法説明会

---

7月 生活習慣病予防検診(人間ドック)  
決算期別説明会(6月7月8月決算期)

---

9月 「法人税セミナー(初級Ⅹ上級)」開講…各6回 「税務会計講座」…5回  
月1回開催  
新設法人説明会

---

10月 「資産税セミナー」開講…3回 月1回開催  
決算期別説明会(9月10月11月決算期)  
業種別税務研修会(自動車関連)

---

11月 講演会(講師の都合によって開催月を変更することがある。)  
過去の主な講師 田原総一郎氏、北原照久氏、寺島実郎氏、養老孟司氏  
業種別税務研修会(自動車関連)

---

12月 生活習慣病予防検診(人間ドック)  
業種別税務研修会(自動車関連)

---

1月 決算期別説明会(12月1月2月決算期)

---

2月 業種別税務研修会(自動車関連・建設業)

---

3月 新設法人説明会  
業種別税務研修会(鉄工団地関係)

---

## 「推奨又は指導事項」の記録

調査等年月日	役員役職・氏名	指導事項等の内容	記録者

- (注) 1. 調査等年月日欄には、数日間に及んだときはその期間を記載する。
2. 役員役職・氏名欄には、調査等で複数名で来社したときは全員記載するのが望ましいが、やむを得ない場合には上席者について記載する。  
なお、電話による指導についても、必ず確認して記載する。
3. 記録者欄は、対応した者の責任者が記載する。



## 法人課税関係の申請、届出書等(主なもの)

	申請書・届出書名	提出期限	備考
法人 設立 時に 提出 分	法人設立届出書	設立の日以後2ヶ月以内	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通（調査部所管法人は2通） 添付書類：定款等の写し・株主等名簿・設立趣意書・設立時貸借対照表その他
	給与支払事務所等の（開設・移転・廃止）届出書	その事実が発生した日から1ヶ月以内	提出先：所轄税務署長（移転の場合は移転前・移転後の所轄税務署） 提出部数：1通
	青色申告の承認申請書	設立した日以後3月経過した日と該当事業年度終了の日とのいずれか早い日の前日 ただし、上記以外の場合は青色申告書による申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通（調査部所管法人2通）
	棚卸資産の評価方法の届出書	設立第1期の確定申告書提出期限	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通（調査部所管法人2通）
	減価償却資産の償却方法の届出書	設立第1期の確定申告書提出期限	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通（調査部所管法人2通）
設立 時 以外 提出 分	異動届出書 「事業年度等の変更」 「納税地の異動」 「資本金等の異動」 「商号の変更」 「代表者の変更」 等の異動があった場合	異動・変更後速やかに	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通（調査部所管法人は2通）  （納税他の異動の場合は異動前後の所轄税務署長） 提出部数：1通
	法人事業概況書	法人税確定申告書に同じ	法人税確定申告書に挟み込んで提出（綴じ込まない）

e-Taxで申請・届出をいたしましょう！

## 法人課税関係の申請、届出書等(主なもの)

	申請書・届出書名	提出期限	備考
設立時以外提出分	会社事業概況書	法人税確定申告書に同じ	提出義務者：調査課所管法人
	事前確定届出給与に関する届出書	職務執行開始日と会計期間3月経過日のいずれか早い日 (原則として每期提出するもの。)	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通(調査部所管法人2通)
	有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通(調査部所管法人2通)
	棚卸資産の評価方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書	新たに棚卸資産の評価方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通(調査部所管法人2通)
	減価償却資産の償却方法の変更承認申請書	新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通(調査部所管法人2通)
	耐用年数の短縮の承認申請書	決算期末の3か月前を目処	提出先：所轄税務署經由所轄国税局長 提出部数：2通
	土地の無償返還に関する届出書	遅滞なく	提出先：地主(個人である地主も含まれる)の所轄税務署長 提出部数：2通
	相当の地代の改定方法に関する届出書	地代を収受することとした後、遅滞なく	提出先：所轄税務署長 提出部数：2通
	相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書(譲渡人用)発行会社用)	譲渡人：譲渡する日 発行会社：譲り受けた日の属する年の翌月1月31日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通

- (注) 1. 詳細については、提出期限の前に豊田税務署法人課税第一部門にお尋ね下さい。  
2. 会社以外の法人(例：公益法人)については、上記以外の届出書等の提出を求められる場合がありますので、豊田税務署法人課税第一部門にお尋ね下さい。

e-Taxで申請・届出をいたしましょう！

## 消費税関係の申請、届出書(主なもの)

	申請書・届出書名	提出期限	備考
1	消費税課税事業者選択届出書	課税事業者となることを選択しようとする課税期間の初日の前日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
2	消費税課税事業者選択不適用届出書	選択をやめようとする課税期間の開始の日の前日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
3	消費税課税事業者届出書	提出すべき事由が生じた場合に速やかに	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
5	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	提出すべき事由が生じた場合に速やかに	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
6	事業廃止届出書	提出すべき事由が生じた場合に速やかに	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
10- (2)	消費税の新設法人に該当する旨の届出書	新設法人に該当することとなった場合速やかに ただし「法人設立届出書」に所定事項を記入した場合は不要	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
13	消費税課税期間特例選択届出書	特例を受けようとする短縮に係る課税期間の開始の日の前日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
14	消費税課税期間特例選択不適用届出書	課税期間の特例の選択をやめようとする課税期間の開始の日の前日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
24	消費税簡易課税制度選択届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日 ただし、新設法人の場合は設立事業年度の末日までに提出すれば初年度も可	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通
25	消費税簡易課税制度選択不適用届出書	適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日	提出先：所轄税務署長 提出部数：1通

(注) 1. 詳細については、提出期限の前に豊田税務署法人課税第一部門にお尋ね下さい。

2. 左欄の数字は、国税庁所定の様式番号を示しています。

**e-Taxで申請・届出をいたしましょう！**

# 関係官公庁一覧表

## 国税関係

---

### 名古屋国税局

〒460-8520 名古屋市中区三の丸 3-3-2

電話 052-951-3511

### 名古屋国税不服審判所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 3-2-4

電話 052-972-9411

### 豊田税務署

〒471-8521 豊田市常盤町 1-105-3

(豊田合同庁舎)

電話 0565-35-7777

### 名古屋国税局税務相談室

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 3-2-4

電話 052-971-5577

(相談専用電話)0570 - 002007

税務相談室豊田分室は、平成18年7月で  
廃止されました。

## 市役所・町役場

---

### 豊田市役所

〒471-8501 豊田市西町 3-60

電話 0565-31-1212

### 三好町役場

〒470-0295 西加茂郡三好町三好字小坂 50

電話 0561-32-2111

## 県税関係

---

### 豊田加茂県税事務所

〒471-8537 豊田市元城町 4-45

電話 0565-32-3381

## その他

---

### (1) 名古屋法務局

〒460-8513 名古屋市中区三の丸 2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館

電話 052-952-8111

### 豊田支局

〒471-8585 豊田市常盤町 1-105-3

(豊田合同庁舎)

電話 0565-32-0006

### (2) 豊田社会保険所

〒471-8602 豊田市神明町 3-33-2

電話 0565-33-1111

### (3) 豊田労働基準監督署

〒471-0867 豊田市常盤町 3-25-2

電話 0565-35-2323

### (4) 豊田公共職業安定所(ハローワーク)

〒471-8609 豊田市常盤町 3-25-7

電話 0565-31-1400

### (5) 公証役場

〒471-0024 豊田市元城町 4-2-1

豊田市役所環境センター1階

電話 0565-34-1731

## 社団法人 豊田法人会会費

会員は次の資本金の区分によってそれぞれ別れております。

資本金	正会員(年額)
100万円未満	2,000円
100万円以上	5,000円
500万円以上	7,000円
1,000万円以上	8,000円
3,000万円以上	12,000円
5,000万円以上	17,000円
1億円以上	30,000円
5億円以上	60,000円
10億円以上	100,000円
100億円以上	200,000円
500億円以上	300,000円
1,000億円以上	400,000円
準会員	1,000円
特別準会員	会費免除

(注) 1. **準会員とは**、豊田税務署管内に所在する

(1) 支店・営業所・出張所等

(2) 宗教法人・公益法人・人格なき社団等の出資金のない法人等

(3) 基幹会員(親会社等)と代表者を同じくする子会社等

2. **特別準会員とは**、基幹会員(親会社等)と代表者及び本店所在地を同じくする子会社等

**社団法人 豊田法人会**

〒471-0034 豊田市小坂本町1丁目25番地  
豊田商工会議所会館4F

**TEL (0565) 33-1314 FAX (0565) 33-6230**

ホームページ <http://www.toyotahojinkai.or.jp>  
Eメールアドレス [main@toyotahojinkai.or.jp](mailto:main@toyotahojinkai.or.jp)